

平成30年第10回富山県教育委員会議事日程

9月28日（金）午後3時30分

教育委員会室

1 会議録の承認について

平成30年8月10日開催の平成30年第9回富山県教育委員会会議録の承認について

2 議決事項

- (1) 議案第22号 富山県指定有形民俗文化財の指定の件
- (2) 議案第23号 富山県指定天然記念物の指定解除の件

3 報告事項

- (1) 臨時代理について（平成30年9月富山県議会定例会に付議する事案に対する意見に関する件）
- (2) 県教委における障害者雇用率について
- (3) 平成31年度富山県公立学校教員任用候補者名簿登載状況について
- (4) 高校教員の時間外勤務時間数と従事業務

4 その他

今後の教育委員会等の日程について

5 議決事項

- (1) 議案第24号 平成30年度教育功労者等表彰の件
- (2) 議案第25号 富山県青少年自然の家指定管理候補者選定委員会委員任命の件
- (3) 議案第26号 富山県スポーツ推進審議会委員の任命に対する意見に関する件

議案 第 22 号

富山県指定有形民俗文化財の指定の件

富山県文化財保護条例（昭和 38 年富山県条例第 11 号）第 4 条第 1 項の規定により次の文化財を富山県指定有形民俗文化財に指定するものとする。

平成 30 年 9 月 28 日 提 出

富山県教育委員会

教育長 渋谷 克人

| 種 別 | 名 称 | 所有者 | 所在地 |
|-------|-------|-----|---|
| 民俗文化財 | 立山曼荼羅 | 富山県 | 富山県中新川郡立山町芦峯寺 93-1 （富山県立山博物館） 富山市茶屋町 206-3 （富山県立図書館） |

富山県指定有形民俗文化財指定調書

| | |
|--------------|--|
| 種 別 | 有形民俗文化財 |
| 名 称 | たてやままんだら 立山曼荼羅 |
| 所 有 者 | 富山県 |
| 所 在 地 | 立山町芦峯寺 93-1 (富山県立山博物館) 富山市茶屋町 206-3 (富山県立図書館) |
| 員 数 | 8 点 |
| 指定理由 | <p>① 山絵図や登山案内図から発展した立山曼荼羅の成立過程の一端を理解するうえで重要</p> <p>② 立山信仰の広域的な布教を知るうえで重要</p> <p>③ 立山信仰が庶民のみならず士分階級にまで幅広く浸透していたことを示す資料として重要</p> <p>④ 博物館等で適切に管理され保存状態も良好で積極的な活用が見込まれる</p> |
| 概 要 | <p>平安時代末以降、立山は富士山・白山と共に霊山として全国に知られる。近世に入ると、立山町岩峯寺・芦峯寺に拠点を置く立山衆徒により、越中をはじめ全国各地で立山信仰が布教された。平安時代以降の地獄と浄土への信仰世界を「立山曼荼羅」を用いて視覚化し「絵解き」という方法は、庶民にも理解しやすく、宗派を超えて多くの人々に受け入れられた。</p> <p>現在、確認されている 50 点余りの立山曼荼羅は、江戸時代後期を中心に明治初頭までの比較的短い期間に制作されているが、諸本ごとに画面の構成や図柄の題材、使用方法、材質や対幅数等が異なり多様な内容と機能が認められている。</p> <p>立山曼荼羅は、立山開山縁起や立山信仰の最大の特徴である女人救済など仏教説話画の性格が強い系統（芦峯寺系）と、山絵図や登山案内図から発展した登拝道の絵地図的な性格が強い系統（岩峯寺系）に大別される。</p> <p>また、曼荼羅の裏書や画面内の説明文（詞書）から立山信仰の布教地域が越後や三河などであったことが看取できる。その使用方法の多くは絵解き用であるが、一部には立山参詣が困難な信徒が礼拝用に制作したものがある。本資料 8 点は、いずれも博物館等で良好に保存管理された一括資料であり、こうした立山曼荼羅の多様な要素を網羅する資料群である。</p> <p>立山博物館 B 本・同 C 本は、登山案内図から発展した岩峯寺系曼荼羅の典型例で、その画面表現の違いは岩峯寺系曼荼羅の変遷過程を示している。</p> <p>善道坊本・立山博物館 A 本・同 E 本・富山県立図書館本は、裏書などから布教先が判る資料で、立山信仰の広範な広がりを示す一群である。</p> <p>吉祥坊本・立山博物館 D 本は説話的要素が強い芦峯寺系礼拝画の典型例で、なかでも、吉祥坊本は、現認できる立山曼荼羅の中では精緻な描写と美しい色彩から最も芸術性が高いと評され、第 14 代将軍徳川家茂の正室である臯女和宮が寄進に加わっており、立山信仰が武家社会の身分の高い女性にまで及んでいたことを示す代表例である。</p> <p>このように、本資料は立山信仰の世界観を描いた「立山曼荼羅」の歴史的背景や発展過程、機能・用途の違いを理解するうえで重要である。</p> <p>また、越後、三河、江戸など全国各地への広範な布教範囲や、信仰が庶民だけでなく大名や江戸城大奥など武家社会の身分の高い階層まで浸透していった過程、様相を示す資料として価値が高い。</p> |
| 制作年代 | 江戸時代後期～幕末 |
| その他参考となるべき事項 | 指定各諸本一覧及び個別解説 2 |

「立山曼荼羅」個別説明

No. 1 吉祥坊本（絹本四幅） 慶応2年（1866） 内寸 128.5×147.0／外寸 210.5×162.6



概要

幕末期、芦峯寺吉祥坊は江戸を檀那場として活動し、三河国岡崎藩本多家も同坊の重要な檀家だった。当時の第五代藩主本多忠民（1817～1883）は、大老井伊直弼の政権下で京都所司代を務めた。

この立山曼荼羅は、忠民が幕末期、吉祥坊に寄進したものである。忠民は自分で立山曼荼羅を描くことができなかつたので、吉祥坊にはその制作費をわたしたものと推測される。それを受けて、当時の吉祥坊衆徒の体順（～1868）は、曼荼羅の実質的な制作を檀家である南伝馬町の加賀屋忠七と銀座の筆屋の栄文堂庄之助に依頼し、慶応2年（1866）4月に作品の本紙が完成した。なお、この曼荼羅の画中下段には登光斎林龍と林豊の二名の作者銘と落款がみられ、先述の両者と同一人物であると思われる。一方、表装は、同年5月に南伝馬町の田村五太夫が行っている。この曼荼羅の構図や図像は立山曼荼羅「宝泉坊本」のそれと著しく類似しており、両者の間には明らかに模写関係がうかがわれる。おそらく、登光斎林龍林豊がこの曼荼羅を制作する際には、松平乗全がかつて自ら制作して宝泉坊に寄進した「宝泉坊本」を事前に借り受け、その構図や図像を参考にさせたのであろう。

ところで、この曼荼羅が本多忠民の寄進本として慶応2年（1866）4月には既に完成していたことは前述のとおりだが、その後、和宮がこの資料にかかわっている。すなわち、慶応2年（1866）7月20日、第二次長州征討で大坂城まで出陣していた夫の將軍家茂が城中で急死した（享年21）。そこで、その家茂に対する追善供養の意味が、この曼荼羅に加えられたのである。おそらく、和宮降嫁の際、幕府の老中として家茂や和宮と関係があった本多忠民が、未亡人となった和宮に対し、家茂に対する追善供養としてこの曼荼羅への寄進話をもちかけたのであろう。この曼荼羅の表の上部には和宮の寄附を示す「静寛院宮御寄附」の識札が、裏には家茂と和宮の二枚の識札が、施主代表者としての扱いで張り込まれている。



概要

本作品は芦峯寺善道坊に伝わる。画中には、立山の山岳景観を背景に、立山開山縁起、立山地獄、立山浄土、立山禅定登山案内、布橋灌頂会の五つの場面が描かれている。江戸時代から太平洋戦争後のまもなくまで、同坊は三河国の宝飯郡、幡豆郡、渥美郡、設楽郡などに檀那場を形成しており、毎年農閑期に同地で廻檀配札活動を行っていた。嘉永3年(1850)の三河国檀那帳によると、同坊は、護符の外、経帷子、血盆経、扇子、箸、楊子、反魂丹などを頒布していた。本作品はこうした勧進・布教活動の際に、絵解きされたものである。軸裏には檀那場の信徒の名前や戒名が多数記されている。



概要

本作品は、岩峯寺中道坊と越後でお布教の関わりがわかり、その伝来の経緯が明確にわかる点に特徴がある曼荼羅である。

軸裏に銘が見られ、それによると本作品は、文政期に越後国で廻壇配札活動を行っていた中道坊との関係から、同国高田の田中氏が文政2年に中道坊が所持する立山曼荼羅を模写して制作したものとのある。

画像としては、画面いっぱいに立山の山岳景観を描き山絵図の様相が強く表れている。そして画中には「立山開山縁起」、「立山地獄」「立山浄土」「立山禅定登山案内」の4つの場面が描かれているが、いずれも極めて簡略な描かれ方で物語性は弱くまた、画中の登場人物や諸仏、諸堂舎、名所、峰々などに金地に墨書で名称が振られている。

岩峯寺宿坊家との直接的な関わりが確認できる作品は本作品を含む3点のみであり、本作品は、岩峯寺衆徒が出開帳や廻壇配札活動などで用いた立山曼荼羅の構図や図柄を考察する上で非常に貴重な資料である。



概要

本作品は、立山衆徒以外の者が制作に携わったことを示す構図や画像が含まれている貴重な曼荼羅である。

それを示す具体的な点には次のようなものが指摘できる。

立山開山縁起の一場面である佐伯有頼が熊に矢を射て追跡する画像は、一般的には横江村から千垣村辺りに配されるが、本作品では立山山中の美女平辺りに配されている点、材木坂の画像では一般的に材木そのものが材木を敷き並べた形で表現されるのに対して、坂の脇に材木が散乱した様子を描いている点、また賽の河原は一般的には立山山中の雷鳥沢と浄土山の出会いに実在する「賽の河原」を意識して概ねそこに配されるが、本作品ではみくりが池の岸に嬰兒を描くことで賽の河原を表現している点、そして、一般的には立山山中の地獄谷を立山地獄に見立て、火焰や獄卒が亡者に責苦を与える様子を描くが、本作品ではそれに加えて、立山カルデラの辺りにも獄卒と火焰を描いている点などである。



概要

本作品は、京都市内の古書店で発見され、購入したものである。軸裏に「越中国立山禅定名所 図別当岩峯寺」「婦毛とより峯迄九里八丁之高山也／六月朔日より七月晦日迄参詣ス」と墨書されており、木版立山登山案内図「越中国立山禅定名所附図別当岩峯寺」の構図をもとに制作されたものと考えられる。

作品を詳細に見ていくと、玉殿窟の場面に小さく蓮台に乗った阿弥陀如来が描かれており、また山中の登山道の伏拝の辺りと獅子ヶ鼻の辺りの二カ所に禅定登山者の姿が描かれている。木版立山登山案内図から立山曼荼羅へ一步前進した過程が見られる。



概要

近年、富山県が新規に購入した立山曼荼羅である。一幅に仕立てられた絹本著色の曼荼羅で、鮮やかな顔料が残るが、絹地の裂損や折れによる劣化が甚だしかった。本品は幕末期の成立とされ、一時、海外に流出していたといわれるが、その経緯はよくわかっていない。

構図は「立山曼荼羅」吉祥坊本（皇女和宮が寄進に関わり、三河国岡崎藩第五代藩主本多忠民が慶応2年に寄進したもの）、宝泉坊本（安政五年に三河国西尾藩第十四代藩主松平乗全が描き、寄進したもの）などと酷似し、これらとの模写関係は疑う余地がなく、本品の成立に幕府幹部が関わった可能性は高い。絵師の技量のみならず、一幅に仕立てる構成力が光る作品である。



概要

内題に「越中国立山禅定名所附図別当岩嶽寺」とある立山曼荼羅で、木版登山案内図を模写したものである。成立は元治2 (1864) 年で、筆者は村田広秀 (撰津国嶋下郡坪井村[現 大阪府摂津市]) である。玉殿窟に仏の出現を示す「蓮台」が描かれるほか、地獄谷に獄卒2体と畜生道を示す動物2体が描かれており、「立山曼荼羅」と概念規定できる。

江戸時代、立山岩嶽寺衆徒が発行した「木版登山案内図」を元とする構図であるが、詞書と絵画のレイアウトが変更され、また立山温泉の三湯が色別されていることなどは他の作品に例がなく、資料的価値が高い。さらに成立年、作者が知られ、関西地方の資料である点は、諸本のなかでも稀少で歴史的価値あり、絵画部分の本紙に一枚ものの紙が使用されていることもまた技術史的価値が認められる。

他に例のない図柄表現が随所に確認でき、立山曼荼羅研究、ならびに立山信仰史研究に資する大変貴重な作品である。



概要

右から数えて第四幅目(左端)の軸裏に識札が貼り込まれており、「遠州敷智郡引馬城之南／米津村磐谷写之(落款一)(落款二)」(静岡県の敷知郡米津村)と記されている。米津村の磐谷によって写されたものだということがわかる。また、本作品の右下に、大きく「布橋灌頂会」が描かれており、芦峯寺の宿坊家との関わりが考えられる。芦峯寺大仙坊所蔵の『立山神主口伝書』(昭和10年)によると、遠江国に檀那場を形成し、廻檀配札活動を行っていた宿坊家として芦峯寺の泉蔵坊があげられており、「立山曼荼羅」泉蔵坊本の構図に似ていることから、かつては泉蔵坊所蔵の立山曼荼羅であった可能性もある。

議案 第 23 号

富山県指定天然記念物の指定解除の件

富山県文化財保護条例（昭和 38 年富山県条例第 11 号）第 6 条第 1 項の規定により次の文化財を富山県指定天然記念物の指定を解除するものとする。

平成 30 年 9 月 28 日 提 出

富山県教育委員会

教育長 渋谷 克人

| 種 別 | 名 称 | 所在地 | 所有者 | 備 考 |
|--------------|----------|------------------|-----|-----------------------|
| 天 然 記 念 物 | 運源寺の大カエデ | 富山県高岡市滝 168-1 | 運源寺 | 昭和 44 年 10 月 2 日指定 |

富山県指定文化財解除調書

| | |
|-------|---|
| 指定区分 | 富山県指定記念物 |
| 種別 | 天然記念物 |
| 名称 | 運源寺の大カエデ |
| 所在地 | 高岡市滝 168-1 |
| 所有者 | 運源寺 |
| 指定年月日 | 昭和 44 年 10 月 2 日 |
| 指定番号 | 第 154 号 |
| 解除理由 | 枯死し、県指定文化財としての価値を失ったものと認められる。(富山県文化財保護審議会柳委員 平成 30 年 6 月 4 日の現地調査による) |



往時の姿
(高岡市教育委員会提供)



衰退した姿
(平成29年度撮影)

運源寺の大カエデ (高岡市)

臨時代理について（報告）

下記のとおり臨時代理したので、教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和34年富山県教育委員会規則第6号）第4条第2項の規定により報告します。

平成30年9月28日 提 出

富山県教育委員会
教育長 渋谷克人

記

平成30年9月富山県議会定例会に付議する事案に対する意見に関する件

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により知事から意見聴取のあった平成30年9月富山県議会定例会に付議する事案については、同意するものとする。

以上、教育長に対する事務委任等に関する規則第3条の規定により臨時代理する。

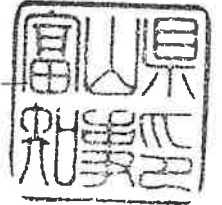
平成30年9月4日

富山県教育委員会
教育長 渋谷克人

財 第 61 号
平成 30 年 9 月 4 日

富山県教育委員会
教育長 渋谷 克人 殿

富山県知事 石井 隆



富山県議会に付議する事案に対する意見について

平成 30 年 9 月富山県議会定例会に付議する次の事案のうち、教育事務に関する部分について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

・平成 30 年度富山県一般会計補正予算（第 1 号）

平成30年度9月補正予算(案)総括表

1 一般会計

(1) 県予算との比較

単位：千円／（ ）は現計予算

| 区分 | 既定予算額 | 提案見込額 | 計 | 構成比 | 既定予算に対する伸び率 |
|-----------|-------------|------------|-------------|-----------------|-------------|
| 県 予 算 | 548,754,840 | 10,989,644 | 559,744,484 | 100.0% (100.0%) | 2.0% |
| 教育委員会所管予算 | 92,125,319 | 537,616 | 92,662,935 | 16.6% (16.8%) | 0.6% |

(2) 「項」別内訳表

単位：千円／（ ）は現計予算

| 項 | 既定予算額 | 提案見込額 | 計 | 構成比 | 既定予算に対する伸び率 (事業費ベース) | |
|-------------|-------|------------|---------|------------|-------------------------|------|
| 教育総務費 | 事業費 | 1,815,182 | 2,000 | 1,817,182 | 2.8% (2.8%) | 0.1% |
| | 給与費 | 807,684 | — | 807,684 | | |
| | 計 | 2,622,866 | 2,000 | 2,624,866 | | |
| 小学校費 | 事業費 | 228,742 | — | 228,742 | 35.5% (35.7%) | 0.0% |
| | 給与費 | 32,683,858 | — | 32,683,858 | | |
| | 計 | 32,912,600 | 0 | 32,912,600 | | |
| 中学校費 | 事業費 | 186,154 | — | 186,154 | 20.5% (20.6%) | 0.0% |
| | 給与費 | 18,802,319 | — | 18,802,319 | | |
| | 計 | 18,988,473 | 0 | 18,988,473 | | |
| 高等学校費 | 事業費 | 5,541,362 | 515,000 | 6,056,362 | 29.0% (28.6%) | 9.3% |
| | 給与費 | 20,817,661 | — | 20,817,661 | | |
| | 計 | 26,359,023 | 515,000 | 26,874,023 | | |
| 特別支援 学校費 | 事業費 | 846,098 | — | 846,098 | 10.3% (10.4%) | 0.0% |
| | 給与費 | 8,729,016 | — | 8,729,016 | | |
| | 計 | 9,575,114 | 0 | 9,575,114 | | |
| 社会教育費 | 事業費 | 578,429 | 20,616 | 599,045 | 1.3% (1.2%) | 3.6% |
| | 給与費 | 566,592 | — | 566,592 | | |
| | 計 | 1,145,021 | 20,616 | 1,165,637 | | |
| 保健体育費 | 事業費 | 342,255 | — | 342,255 | 0.6% (0.6%) | 0.0% |
| | 給与費 | 179,967 | — | 179,967 | | |
| | 計 | 522,222 | 0 | 522,222 | | |
| 合 計 | 事業費 | 9,538,222 | 537,616 | 10,075,838 | 100.0% (100.0%) | 5.6% |
| | 給与費 | 82,587,097 | — | 82,587,097 | | |
| | 計 | 92,125,319 | 537,616 | 92,662,935 | | |

2 特別会計

単位：千円

| 会計名 | 既定予算額 | 提案見込額 | 計 | 既定予算に対する伸び率 |
|----------|---------|-------|---------|-------------|
| 奨学資金特別会計 | 179,435 | — | 179,435 | 0.0% |

3 繰越明許費補正

(1) 追加

単位：千円

| 款 | 項 | 事業名 | 金額 |
|-----|-------|-------------|--------|
| 教育費 | 社会教育費 | 青少年教育施設等管理費 | 11,584 |

平成30年度9月補正予算提案見込額一覧表

1 一般会計

(単位:千円)

| 室課名 | 事業名 | 提案見込額 | 財源内訳 | | | 備考 |
|-------------|--------------------|---------|------|-----------|---------|-------------------------------|
| | | | 国支出金 | その他 | 一般財源 | |
| 教育企画課 | 高 学校修繕費(全日制) | 214,000 | | 地 177,000 | 37,000 | ・生徒用トイレの洋式化 ・ブロック塀等の安全対策 |
| | 高 高等学校校舎等リフレッシュ事業費 | 300,000 | | 地 234,000 | 66,000 | 特別支援学校の特別教室への空調設置 |
| 生涯学習・文化財室 | 社 青少年教育施設等管理費 | 18,500 | | | 18,500 | 立山荘の発電機の修繕 |
| | 社 文化財保存整備費 | 2,116 | | | 2,116 | 大雪被害を受けた国指定史跡「高岡城跡」等の修復工事への支援 |
| 県立学校課 | 高 高等学校入学者選抜費 | 1,000 | | | 1,000 | 高等学校入学者選抜学力検査(全日制一般)の追検査実施 |
| 保健体育課 | 総 教職員立山保養所維持管理費 | 2,000 | | | 2,000 | 立山高原ホテルの浴場用熱交換器の修繕 |
| 一般会計合計(事業費) | | 537,616 | | 411,000 | 126,616 | |

注) 地:地方債

県教委における障害者雇用率について

県教委における障害者雇用率の算定に際し、厚生労働省の「プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン」に基づいて障害者を算定すべきところ、身体障害者については、身体障害者手帳の確認を行わず、障害の有無や障害の等級、障害の程度について、自己申告を通じて確認しておりました。

このため、平成 30 年度の障害者雇用率算定に係る身体障害者手帳の保有の有無について調査を行うとともに、厚生労働省から依頼のあった平成 29 年度と 30 年度の障害者雇用率についての再点検を実施しましたので、報告いたします。

1 再点検の概要

- ①算定基礎となる「常時勤務する職員」については、「採用から 1 年を超えて勤務する者（見込みを含む）の全て」とすること、また、他機関との併任職員等については、主たる給与を支払う機関の職員として取り扱うこと
- ②平成 29 年度報告分及び平成 30 年度報告分の手帳等の保有状況を確認すること

2 再点検の結果

(1) 平成 29 年度分 (H29. 6. 1 現在) の状況

算定基礎教職員数 A 6,132.5 人 (△6 人)

障害者数 B 73 人 (△63.5 人)

障害者雇用率 C (B/A) 1.19% (法定雇用率 2.2%)

非常勤職員等の算入、
併任職員等の取扱変更によるもの

手帳等保有状況の再確認によるもの

| | | 国への 既報告値① | 再点検後② | 増減 (②-①) | 備 考 |
|---------------------------|------------|-----------------------|---------------------|----------------------|--------------------------------------|
| 教職員総数 | | 8,768.5 人 | 8,759.5 人 | △9 人 | 短時間勤務は 0.5 人として算定 |
| 雇用率算定基礎教職員数 (法定除外率換算後) | | 6,138.5 人 | A 6,132.5 人 | △6 人 | 小学校、特支教員 数等に応じて一定 割合 (30%) を除外 |
| 障害者数 | 総数 | 136.5 人 (実数 119 人) | B 73 人 (実数 54 人) | △63.5 人 (実数△65 人) | 重度障害者は 2 人として算定 |
| | うち身体障害者 | 126.5 人 (実数 109 人) | 62 人 (実数 43 人) | △64.5 人 (実数△66 人) | |
| | うち知的・精神障害者 | 10 人 | 11 人 | 1 人 | |
| 障害者雇用率 | | 2.22% | C 1.19% | △1.03 | 法定雇用率： 2.2% |
| 法定雇用率達成のための必要数 | | 135 人 | 134 人 | | |
| 過不足数 | | 1.5 人 | △61 人 | | |

(2) 平成30年度分(H30.6.1現在)の状況

算定基礎教職員数 A 6,175.5人(+52人)

障害者数 B 82.5人(△65.5人)

障害者雇用率 C (B/A) 1.34% (法定雇用率2.4%)

非常勤(校務助手、調理員)が採用から1年超となること等による算入、併任職員等の取扱変更によるもの

手帳等保有状況の再確認(新たに手帳等の保有が判明した5名を含む)によるもの

| | | 国への 既報告値① | 前回調査② (9/5時点) | 再点検後③ | 増減 (③-①) | 備考 |
|---------------------------|------------|------------------|------------------|--------------------|--------------------|----------------------------|
| 教職員総数 | | 8,747.5人 | | 8,821.5人 | 74人 | 短時間勤務は0.5人として算定 |
| 雇用率算定基礎教職員数 (法定除外率換算後) | | 6,123.5人 | | A 6,175.5人 | 52人 | 小学校、特支教員数等に応じて一定割合(30%)を除外 |
| 障害者数 | 総数 | 148人 (実数127人) | 80人 (実数56人) | B 82.5人 (実数59人) | △65.5人 (実数△68人) | 重度障害者は2人として算定 |
| | うち身体障害者 | 140人 (実数119人) | 72人 (実数48人) | 72.5人 (実数49人) | △67.5人 (実数△70人) | |
| | うち知的・精神障害者 | 8人 | 8人 | 10人 | 2人 | |
| 障害者雇用率 | | 2.42% | 1.31% | C 1.34% | △1.08 | 法定雇用率：2.4% |
| 法定雇用率達成のための必要数 | | 146人 | | 148人 | | |
| 過不足数 | | 2人 | △66人 | △65.5人 | | |

※「前回調査」とは、8月22日～9月4日に実施した、国への報告で身体障害者とした119人(実数)に対する身体障害者手帳の保有の有無の調査結果

3 今後の対応

(1) 再発防止について

障害者の就業機会の確保は、極めて重要なことを改めて認識し、国が10月にまとめる再発防止策などを踏まえつつ、富山労働局とも相談しながら、国のガイドラインに基づき、適正に算定してまいります。

(2) 法定雇用率達成に向けて

知事部局とも連携し、昨日から、障害者嘱託職員の募集をハローワークを通じて開始したほか、教員採用選考検査で実施している身体障害者を対象とした特別選考の志願者数拡大に努めることや、現在、実施している障害者のチャレンジ雇用の拡大など、できる限りの努力を行い、できるだけ速やかに、法定雇用率を達成したいと考えております。

平成31年度 富山県公立学校教員任用候補者名簿登載状況について

このことについて、次のとおり報告します。

1 登載者数

() : 平成30年度

| 項目 種目 | 志願者数 | 1次 受検者数 | 1次 合格者数 | 2次 受検者数 | 登載者数 | 男性 | | 女性 | | 補欠者数 |
|-------------|----------------|----------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|----------------|------------|
| | | | | | | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 | |
| 小学校 | 333 (345) | 318 (339) | 223 (226) | 214 (222) | 150 (154) | 64 (70) | 43% (45%) | 86 (84) | 57% (55%) | 11 (9) |
| 中学校 高等学校 | 487 (580) | 466 (547) | 230 (231) | 221 (227) | 132 (123) | 76 (65) | 58% (53%) | 56 (58) | 42% (47%) | 21 (10) |
| 特別支援 学校A | 30 (33) | 30 (32) | 18 (25) | 18 (25) | 11 (13) | 4 (5) | 36% (38%) | 7 (8) | 64% (62%) | 1 (3) |
| 特別支援 学校B | 14 (13) | 14 (13) | 6 (4) | 6 (4) | 3 (2) | 0 (1) | 0% (50%) | 3 (1) | 100% (50%) | 0 (0) |
| 養護教諭 | 65 (78) | 60 (75) | 22 (17) | 21 (17) | 9 (8) | 0 (0) | 0% (0%) | 9 (8) | 100% (100%) | 0 (0) |
| 合計 | 929 (1,049) | 888 (1,006) | 499 (503) | 480 (495) | 305 (300) | 144 (141) | 47% (47%) | 161 (159) | 53% (53%) | 33 (22) |

※補欠者とは、9月19日現在、名簿に登載されていませんが、採用内定者の辞退等により欠員が生じた場合に順次名簿に追加登載される者をいいます。

うち特別選考

() : 平成30年度

| 項目 種目 | 志願者数 | 1次 受検者数 | 1次 合格者数 | 2次 受検者数 | 登載者数 | 男性 | | 女性 | |
|------------|------------|------------|------------|------------|------------|-----------|----------------|-----------|--------------|
| | | | | | | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 |
| 社会人経験 | 29 (29) | 26 (26) | 11 (10) | 11 (9) | 6 (4) | 3 (3) | 50% (75%) | 3 (1) | 50% (25%) |
| 教職経験 | 11 (21) | 10 (20) | 7 (18) | 7 (18) | 7 (15) | 2 (9) | 29% (60%) | 5 (6) | 71% (40%) |
| 特定資格 | 8 (9) | 8 (8) | 4 (6) | 4 (6) | 4 (3) | 1 (1) | 25% (33%) | 3 (2) | 75% (67%) |
| 国際貢献 | 0 (1) | 0 (1) | 0 (1) | 0 (1) | 0 (0) | 0 (0) | — — | 0 (0) | — — |
| スポーツ 実績 | 19 (21) | 18 (20) | 7 (5) | 7 (5) | 1 (4) | 1 (4) | 100% (100%) | 0 (0) | 0% (0%) |
| 身体障害 | 0 (2) | 0 (2) | 0 (2) | 0 (2) | 0 (1) | 0 (1) | — (100%) | 0 (0) | — (0%) |
| 合計 | 67 (83) | 62 (77) | 29 (42) | 29 (41) | 18 (27) | 7 (18) | 39% (67%) | 11 (9) | 61% (33%) |

参考資料

<登載者数の推移>

| 年度 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|
| 受検者数 | 1,022 | 1,128 | 1,123 | 1,128 | 1,082 | 1,090 | 1,031 | 1,043 | 1,006 | 888 |
| 登載者数 | 216 | 315 | 285 | 301 | 335 | 319 | 312 | 309 | 300 | 305 |
| 倍率 | 4.7 | 3.6 | 3.9 | 3.7 | 3.2 | 3.4 | 3.3 | 3.4 | 3.4 | 2.9 |

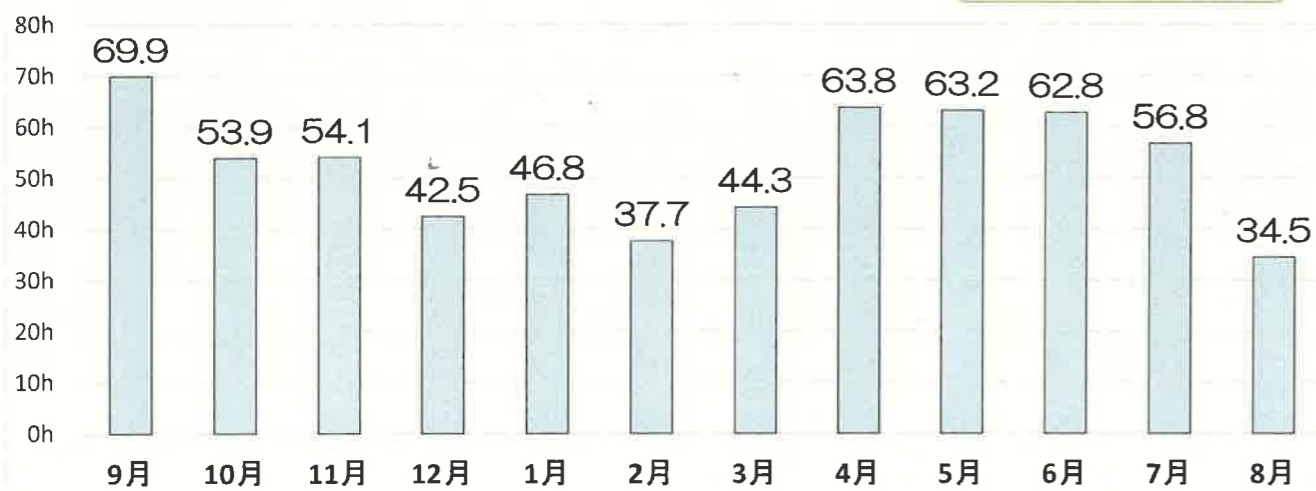
高校教員の時間外勤務時間数と従事業務(本県)

H30. 9. 28
教職員課

●本県の勤務状況把握の概要

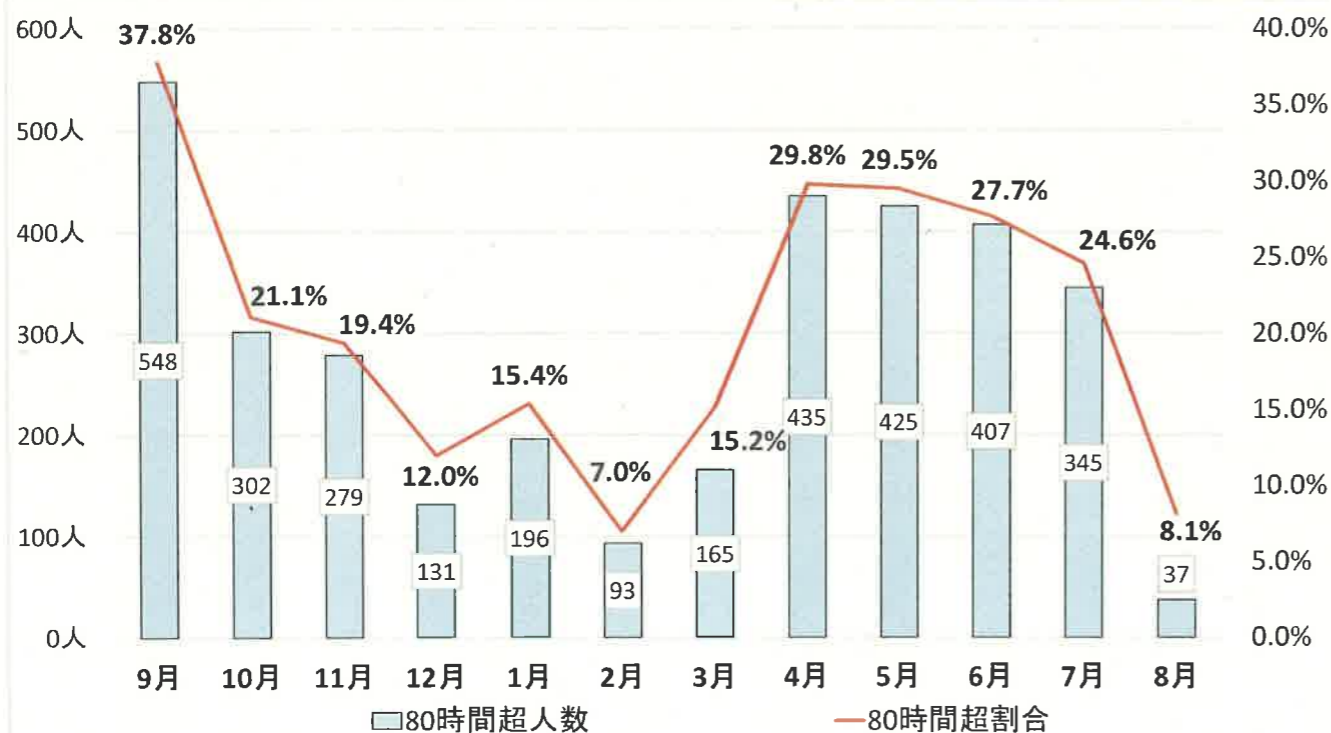
- ・平成29年9月から自己申告により、パソコンを活用して出退勤時刻を入力
- ・併せて、時間外勤務時の主な従事業務を2つまで入力
- ・把握した実態に基づき、校長等が教員への助言と業務改善を実施

1. 時間外勤務時間数

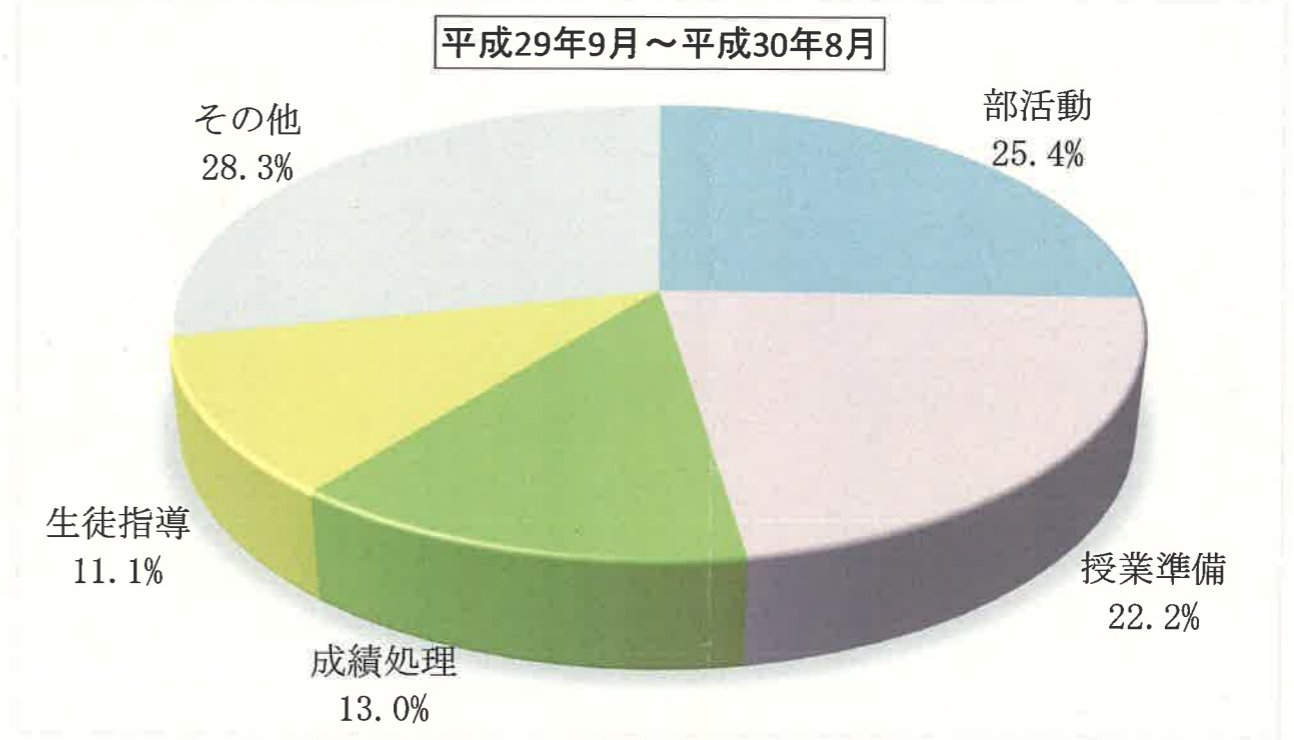


- 平成29年度末に向けて減少傾向にあったが、平成30年度当初に増加
- 増加理由
 - ・ 春季大会（4月下旬）や高校総体（6月上旬）に向けての部活動指導
 - ・ 年度当初における授業の年間指導計画作成や授業準備

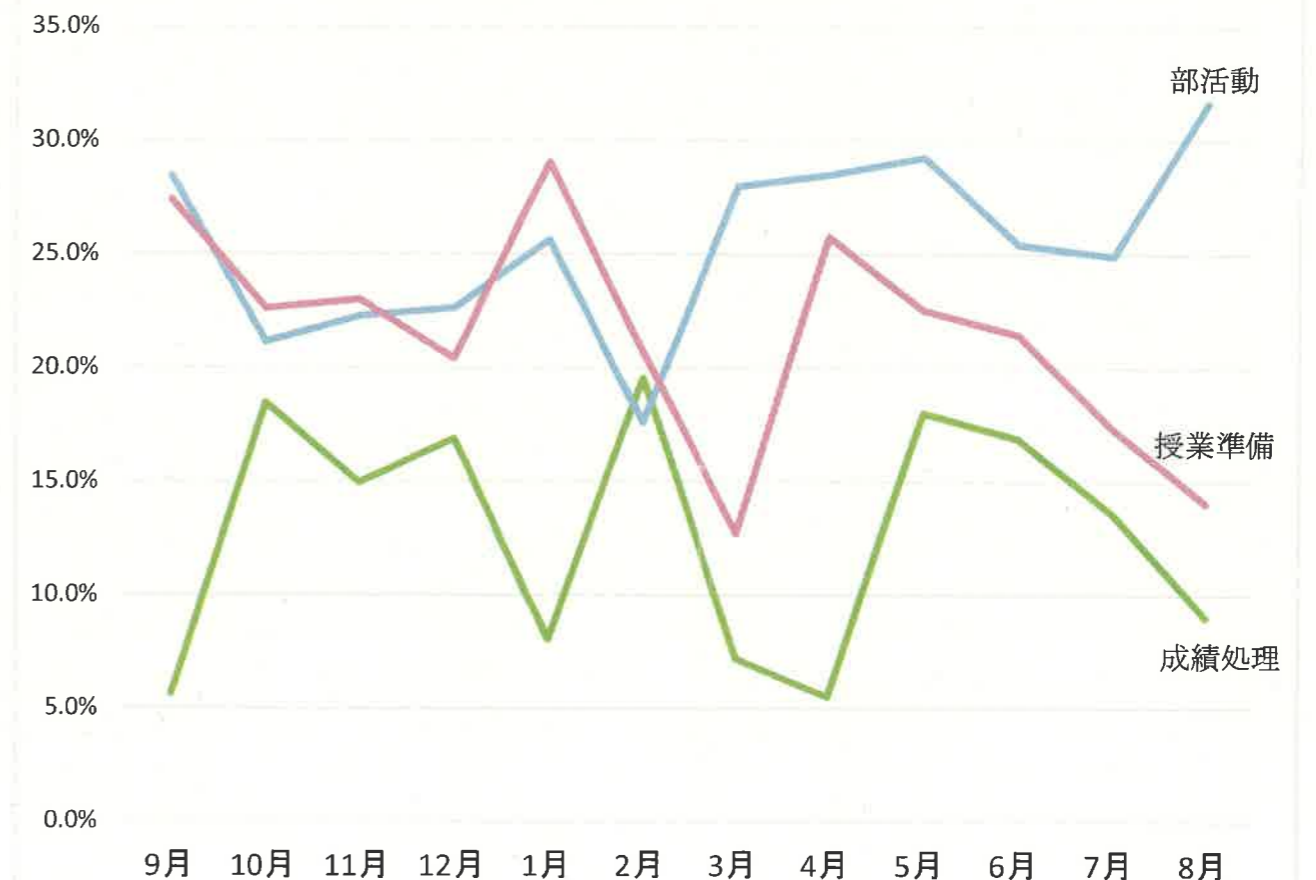
2. 時間外勤務が80時間を超える教員数と割合



3. 時間外勤務時の従事業務



時間外勤務時の従事業務の推移



今後の教育委員会等の日程について

- 平成30年10月22日（月） 13:00 予定
教育委員会（教育委員会室）

